日本の生徒会と政治活動・生徒参加

～ 生徒会の学内自治強化に向けて、地域的連携を広めよう ～

杉浦 正和
(芝浦工業大学柏高等学校教頭)

1．政治教育と模擬投票の研究から①

- 生徒の自主性･主体性尊重
- ディベート学習／生徒主体の集団学習　1987年～
- 生徒会による模擬投票／生徒の政党選択　2003年～

- 政治教育の目標(良識ある公民育成)
- 現実社会の問題解決に真剣に取り組む
- 政治的中立の枠組保証←→生徒の意思決定尊重
  - 教育基本法第14条「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」

1．政治教育と模擬投票の研究から ②

- **教育基本法／政治教育で、大きな前進をとげるはずだった大戦後の日本の学校……**
- **左右両派（文部省・日教組）による、政治的中立保証の実質的な軽視**
  - **文部省……形式的「政治教育」尊重、現実政治を取りあげず（理由／複雑、学ぶ立場）、政治活動禁止*指導***
  - **日教組……大衆運動重視／議会制軽視、高校生への働きかけ、「*民主*的主張」普及の運動**
- **学校教育の政治教育を抑圧、忌避感を広げる結果**
  - **「偏向教育」批判、左右対立への嫌悪、事なかれ主義**

日本のシティズンシップ教育の傾向

- ***非政治的志向性***
  - 地域社会への奉仕？　「心の教育」に対抗できるか
  - 例外）神奈川県／参議院選挙における模擬投票
- 生徒会への言及もほとんどない
- 米国「プロジェクト・シチズン」
  - 公共政策提言のプロセスを学ぶ
  - 公共政策を監視し、影響を与える
- 英国『クリック・レポート』
  - active citizen　市民の義務強調を批判
  - 政治文化を国と地方で変えることをめざす

1. 政治教育と模擬投票の研究から ③

- 学校における生徒の自主活動に悪影響
- 生徒会……生徒の自主活動を生徒がコントロールする組織、自治的な組織、民主主義の基盤育成
- But、政治活動を理由に、多大な悪影響を受けた
- 戦後初期の文部省の公民教育観からの後退
  - 民主的社会生活を営む能力 → 生徒の自主的活動重視
    文部省1949年『新制高等学校教科課程の解説』など
- 高校生に投票権がないこと → 社会が「政治的活動を行わないよう要請している」 ＜ → 現実政治の忌避へ＞
  文部省1969年10月「高等学校における政治的教養と政治的活動について」

生徒会とは？　－国家との違い－

- 民主主義育成の期待から、**生徒会への過剰な期待**
- 学校生徒集団が国家ならば、役員会／執行部が政府（権力）
- 生徒会（役員会）に罰をくだす力がない
  - クラブ部長の練習や試合における権力行使
  - 強制できるルールが存在しない生徒会
  - 利害対立を同じ形で調整する同一ルール＝法律がない
- 特殊利害が少なく、利害対立がほとんどない生徒会
- イベントの盛り上げならば、多くの生徒が参加

必要性の
感じにくい組織

1. 定期的話合いから、仲間意識と問題意識が生まれる
2. クラスと役員を結ぶ審議機関の充実化
3. クラスからの多様な意見で論点を整理

生徒総会への「*期待*」

2. 日本の生徒会の現状と欧米 ①

- 大戦後の生徒会育成／民主政治←→自主性尊重
  - 生徒の「自治活動への不干渉」を認める口実
  - 高校紛争時、一部生徒の暴力的暴走を放置の口実
- 文部省は、生徒会の連合組織禁止を通達

  1960年12月「高等学校生徒会の連合的な組織について」
- 日教組は、運動に利用しようと支援／私的集会として
- 生徒会の地域的連合に向けた動きの浮沈
- 文科省に育成方針がない／抑圧？
- 生徒会が学校単位でバラバラに活動

2. 日本の生徒会の現状と欧米 ②

- アメリカ……NASC（全国生徒会協会）
  - 全米校長会の生徒会育成プログラム、州単位で組織化
- EU……OBESSU（欧州生徒組合協会、25カ国）という組織
  - ESU（欧州学生組合、38カ国）が支援
- 国の高校生代表が存在、日本は偽称
- 高校生の意見表明を聞く制度的措置
  - 子供の権利条約締約国の義務を日本は無視
  - 日本のシティズンシップ教育論の弱点
    - 生徒会育成とその連合化という課題に意義を与えたものがない？

3. 生徒会のあり方論

- 生徒会は、学級を基礎単位とした全生徒の組織
- 生徒活動（飯田芳郎）としての特質
  - 多様な「特別活動」が集約されるべき自治組織
  - 本質は自主性と多様性（飯田芳郎）

    飯田芳郎『生徒活動― その教育課程化と展開』1955年
- 放任と介入の中で、地道な発展が妨げられる

1. 「生徒自治」、学校参加への過大な期待

   坂本秀夫『生徒会の話』1994年

   喜多明人「子どもの参加の権利と生徒参加史研究」1995年
2. 民主集中制による集団づくり指導

   高生研『全校集団づくりと生徒会行事』1985年
3. 社会的活動への過大な期待

3. 政治活動との関連性

- 文部省は、政治活動を理由に連合化を禁止　1960年
- 「指導」という隠れた禁止措置　1969年
- 活動内容として、自主的な多様な活動を「望ましい集団活動」に歪曲　1978年学習指導要領
  - 「自治的な能力の伸長」(1970年) が消える
- この背景……生徒の権利を義務にすりかえる教育観
- 戦後の左翼的な政治運動の影響？
  - 高等学校学習指導要領解説では、「生徒の自発的，自治的な活動の充実」を語るが、指導要領にはない

3．政治活動との誤った関連視

- 全生徒組織のあり方と生徒個人の政治活動を区別できない理論的弱点
  - 「形式的民主主義に陥る危険のあるのが生徒会活動の本来の限界」『生徒活動』218p
- 学校運営への「対等」な参加
  - 継続的活動、組織的支援なしの対等は不可能
- 積極的校外活動の推進ばかりを重視

- 生徒会を国家と同一視し、学内自治の地道な努力を、実質的に軽視する生徒会運動理論の克服を
  - 「学校議会こそ、生徒会活動の中心である」『生徒活動』226p

間接民主主義／代議制の習熟を

高校生がつくった生徒会の集会

生徒シンポジウム2011　5月15日開催　場所：八王子市学園都市センター